

南海トラフ地震防災規程の作成が必要な区域

神戸市	東灘区	魚崎西町1丁目、魚崎南町1～7丁目、魚崎浜町、御影石町1丁目、御影塚町1丁目、3丁目、御影浜町、御影本町1丁目、3丁目、5丁目、7丁目、向洋町西1丁目～2丁目、向洋町中9丁目、向洋町東1丁目～4丁目、住吉南町1丁目、4丁目、住吉浜町、深江南町1丁目～5丁目、深江浜町、深江北町4丁目～5丁目、深江本町3丁目～4丁目、青木1丁目～6丁目
	灘区	摩耶埠頭、摩耶海岸通1丁目、灘浜町、灘浜東町、新在家南町5丁目、浜田町1丁目、4丁目
	中央区	伊藤町、栄町通1丁目～7丁目、加納町6丁目、海岸通、海岸通1丁目～6丁目、京町、元町通1丁目～6丁目、江戸町、港島1丁目～9丁目、港島中町1丁目～2丁目、7丁目、小野浜町、新港町、西町、前町、相生町1丁目～5丁目、中町通2丁目、東川崎町1丁目～7丁目、東町、播磨町、波止場町、浜辺通2丁目～6丁目、弁天町、明石町、浪花町、脇浜海岸通1丁目、4丁目
	兵庫区	芦原通1丁目、磯之町、永沢町2丁目、遠矢町1丁目～2丁目、遠矢浜町、笠松通5丁目～10丁目、吉田町1丁目～3丁目、御崎町1丁目、御崎本町1丁目～4丁目、今出在家1丁目～4丁目、佐比江町、三石通1丁目～3丁目、七宮町1丁目～2丁目、出在家町1丁目～2丁目、小河通1丁目～4丁目、小松通2丁目～6丁目、松原通1丁目～3丁目、上庄通1丁目～3丁目、神明町、須佐野通1丁目～3丁目、西出町、西出町1丁目～2丁目、切戸町、船大工町、鍛冶屋町1丁目～2丁目、築地町、中之島1丁目～2丁目、島上町1丁目～2丁目、東出町1丁目～3丁目、東柳原町、南逆瀬川町、南仲町、入江通1丁目～2丁目、浜山通1丁目～6丁目、浜中町1丁目、兵庫町1丁目～2丁目、北逆瀬川町、本町1丁目～2丁目、湊町1丁目、和田宮通2丁目～8丁目、和田崎町1丁目～3丁目
	長田区	海運町8丁目、苅藻通7丁目、苅藻島町1丁目～3丁目、駒ヶ林町1丁目～6丁目、駒ヶ林南町、駒栄町4丁目、東尻池新町、南駒栄町、浜添通8丁目、本庄町8丁目、野田町9丁目
	須磨区	一ノ谷町5丁目(JR線南側に限る)、若宮町1丁目、須磨浦通1丁目、須磨浦通2丁目～6丁目(JR線南側に限る)、西須磨(JR線南側に限る)、外浜町2丁目
	垂水区	塩屋町1丁目(JR線南側に限る)、海岸通、宮本町、狩口台7丁目(JR線南側に限る)、西舞子1丁目、平磯1丁目～3丁目